

令和3年12月7日

農業委員会総会会議録

注： この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。

柳井市農業委員会

第 1 8 回農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和 3 年 1 2 月 7 日 (火) 午前 1 0 時 3 0 分

2 開催場所 柳井市役所 3 階大会議室

3 出席委員	1 番 大崎 正男 君	2 番 下土井 進 君
	3 番 岡本 幸子 君	4 番 吉弘 功 君
	6 番 中元 茂雄 君	7 番 勝本 澄人 君
	8 番 榎本 正男 君	9 番 岩政 幸人 君
	1 0 番 寺西 久美子 君	1 1 番 鈴木 喜義 君
	1 2 番 齋藤 貴之 君	1 3 番 宮本 三雄 君

4 欠席委員 5 番 原田 淳一 君

5 説明のため出席した者

事務局 長	下前 真一 君
事務局次長	松村 和裕 君

6 記事ならびに議事録調整者

職 員	伊藤 義人 君
-----	---------

会議に付議した事項

- 議案第 84 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
- 議案第 85 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

第18回農業委員会総会次第

- 議長 宮本君 それでは、ただ今より第18回農業委員会総会を開会いたします。
本日の出席委員は、13名中原田委員が欠席で、12名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。
- 議長 宮本君 会議録署名委員の指名を行います。
本日の会議録署名委員は、会議規則第16条の規定により、議長において大崎委員、下土井委員にお願いいたします。
次に、会期についてお諮りいたします。
本会議の会期は、本日一日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。
（異議なしの声あり）
異議なしと認めます。
よって、会期は本日一日限りと決定いたします。
- 議長 宮本君 それでは、議事に入ります。
議案第84号を上程します。
事務局の説明をお願いいたします。
- 局長 下前君 議案第84号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、申請人（田 3,352㎡ 畑 508㎡）から別紙調書のとおり農地所有権等取得のため、農地法第3条第1項の規定による申請があったので、許可の可否について意見を求めます。
令和3年12月7日提出 柳井市農業委員会長 宮本 三雄
調書につきましては、松村次長が説明いたします。
- 次長 松村君
（3条－1） 調書に基づきまして、ご説明申し上げます。
整理番号1番でございます。
申請地は、●●●番● 地目 田 面積122㎡ 外2筆 合計田 面積3,352㎡ 畑 面積508㎡です。
利用状況は一毛作及び果樹園です。権利の種類は所有権の移転です。
渡人は、遠隔地に居住し、耕作管理が困難なため、譲り渡すものです。
受人は、実兄からの申し出に応じ、耕作管理するものです。
申請地の内、●●●番●、一時利用指定地、仮●●●番の農地については、国営ほ場整備地区内の農地で、工事が完了し、一時利用指定通知を受けて、この度の申請となったものです。
申請地は、位置図に示していますが、●●から西へ960mの距離にある、●●及び●●に沿った農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を審査した結果適当と考えられ、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 宮本君

以上で、補足説明を終わります。

それでは、ご審議願います。

整理番号1番につきまして、●●地区担当委員の●●委員、お願いします。

●番 ●●君

11月の24日に●●の担当調査委員、また事務局の職員と確認に行きまして、現地を確認しました。これは、ちょっと、どう言ったらいいんですかね、あちこち飛んどるところがよけいあるんですけど、その中に畑もありまして、ちゃんと作るかどうかとか、そういともいろいろ検討いたしましたけど、全然問題は出てきませんでしたので、どうかよろしくご審議のほどお願いしたいと思います。

議長 宮本君

整理番号1番につきまして、他に質問はございませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

質疑なしという声で、質疑なしと認めます。

議長 宮本君

整理番号1番につきましては、原案のとおり可決・承認することについて、ご異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員異議なく挙手)

全員挙手と認めます。

よって、議案第84号については、可決・承認と決めます。

議長 宮本君

続きまして議案第85号を上程します。

事務局の説明をお願いいたします。

局長 下前君

議案第85号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、申請人 外3名(田 6,023㎡ 畑 2,242㎡)から別紙調書のとおり農地転用を目的とする所有権等取得のため、農地法第5条第1項の規定による申請があったので、許可の可否について意見を求めます。

令和3年12月7日提出 柳井市農業委員会 会長 宮本 三雄

調書につきましては、松村次長が説明いたします。

次長 松村君

調書に基づきまして、ご説明申し上げます。

(5条-1)

整理番号1番でございます。

申請地は、●●●番● 地目 田 面積1,316㎡です。

受人は、●●で太陽光発電事業を営む法人で、売電収入を見込みパネル設置面積563.27㎡、発電出力49.5kwを建設するものです。

渡人は、受人の要望に応じ、譲り渡すものです。

申請地は、位置図に示していますが、●●から南へ約1.1kmの距離にある、●●から南へ50mの距離に位置する農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、整理番号1番の農地区分は、公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の農地であり、第2種農地と判断されます。

「1立地基準」「2一般基準」について審査した結果適当と考えます。

次長 松村君
(5条-2)

整理番号2番でございます。

申請地は、●●●番● 地目 田 面積2,502㎡です。

受人は、●●で太陽光発電事業を営む法人で、売電収入を見込みパネル設置面積625.99㎡、発電出力49.5kwを建設するものです。

渡人は、受人の要望に応じ、譲り渡すものです。

申請地は、位置図に示していますが、●●から南へ約1.1kmの距離にある、●●から南へ40mの距離に位置する農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、整理番号2番の農地区分は、公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の農地であり、第2種農地と判断されます。

「1立地基準」「2一般基準」について審査した結果適当と考えます。

次長 松村君
(5条-3)

続きまして整理番号3番でございます。

申請地は、●●●番● 地目 田 面積2,205㎡です。

受人は、●●で太陽光発電事業を営む法人で、売電収入を見込みパネル設置面積643.46㎡、発電出力49.5kwを建設するものです。

渡人は、受人の要望に応じ、譲り渡すものです。

申請地は、位置図に示していますが、●●から南へ約1.1kmの距離にある、●●から南へ30mの距離に位置する農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、整理番号3番の農地区分は、公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の農地であり、第2種農地と判断されます。

「1立地基準」「2一般基準」について審査した結果適当と考えます。

次長 松村君

続きまして整理番号4番でございます。

(5条-4)

申請地は、●●●番● 地目 畑 面積2,242㎡です。

受人は、●●で太陽光発電事業を営む法人で、売電収入を見込みパネル設置面積1,090.79㎡、発電出力187.5kwを建設するものです。

渡人は、受人の要望に応じ、譲り渡すものです。

申請地は、位置図に示していますが、●●から南へ380mの距離にある、●●に沿った農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、整理番号4番の農地区分は、公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の農地であり、第2種農地と判断されます。

「1立地基準」「2一般基準」について審査した結果適当と考えます。

以上で事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 宮本君

以上で、補足説明を終わります。

それでは、ご審議をお願いいたします。

整理番号1番から3番につきましては、●●委員、お願いいたします。

●番 ●●君

この1番から3番の案件ですが、先月の17回総会において3件承認をいただきました太陽光パネルに隣接する土地での申請となっております。業者は3か所とも違う訳ですが、場所的にはほぼ前回のパネル設置、許可いただいたところの隣接地でございまして、排水とか周辺に与える影響については問題ないというふうに判断しておりますので、よろしくをお願いいたします。

議長 宮本君

整理番号1番から3番につきましては、他に質問はございませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

異議なしと認めます。

議長 宮本君

次に、整理番号4番につきまして、●●委員、お願いいたします。

●番 ●●君

11月25日に事務局と一緒に現地を確認いたしました。まわりが道に囲まれており、また、排水がありますので、特に問題ないと考えております。住宅地が一軒、隣にありますけども、了解を得れば大丈夫だと思います。以上です。

議長 宮本君

整理番号4番につきまして、他に質問はございませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

異議なしと認めます。

議長 宮本君

質疑を終了しまして、整理番号1番から4番 議案第85号については、原案のとおり可決・承認することについて、ご異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員異議なく挙手)

全員挙手と認めます。

よって、議案第85号につきましては、可決・承認と決します。

それでは、以上をもちまして総会は閉会とします。

(閉会 午前10時44分)